

第5回

(仮称) 北区公民連携推進条例制定に向けた検討会

北区 政策経営部 しごと連携担当課

令和7年10月27日(月)18:30~

@北とぴあ14階 カナリアホール

次第

I. 開会

2. 報告

- (1) (仮称)北区公民連携推進条例(案)について
- (2) 北区公民連携ガイドライン概要版(案)について
- (3) 今後のスケジュールについて

3. 今後の進め方について

4. 閉会

(仮称)北区公民連携推進
条例(案)について

前文

私は渋沢栄一翁が提唱した「公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させるという考え方」である合本主義に鑑み、変化を恐れず地域に根ざして社会課題及び地域課題の解決を目指すことにより、持続可能な区の未来に向けた対話に基づく公民連携を進めていくため、ここに、この条例を制定します。

第一条（目的）

この条例は、公民連携に関する基本的事項を定めることにより、東京都北区（以下「区」という。）及び民間事業者等がそれぞれの強みを発揮し、ともに区民ニーズに応じたサービスの更なる質の向上及び地域の価値を高め、もって区が目指す将来像を実現することを目的とする。

第二条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 事業活動を行い、又は行おうとする企業、各種法人、大学、特定非営利活動法人、区民活動団体等をいう。

二 公民連携 区及び民間事業者等が、それぞれの持つ創意工夫、専門的知識、資源、ネットワーク等を結集することにより、社会課題及び地域課題（以下「社会課題等」という。）の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携することをいう。

三 公民連携事業 公民連携を行う事業をいう。

第三条(基本方針)

区は、行おうとする事業（法令等により区が直接実施することが規定されている事業を除く。）について、第一条に規定する目的の達成が見込まれる場合は、公民連携の可能性を検討し、公民連携事業として実施することを目指すものとする。

第四条(公民連携事業の原則)

区及び民間事業者等は、次に掲げる原則に則り公民連携事業を推進する。

- 一 区及び民間事業者等は、課題及び目標を共有し、相互のメリットを見出すこと。
 - 二 区は、公民連携事業の実現に向けた民間事業者等との対話を積極的に行うこと。
 - 三 区は、全ての民間事業者等の提案の機会を確保すること。
 - 四 区は、公民連携事業を行うに当たっては、透明性の確保を基本とすること。
 - 五 区及び民間事業者等は、適切な役割分担及び責任について合意し、明確化すること。
- 2 区は、円滑な公民連携事業の推進を図るため、民間事業者等関係者間の必要な調整を行わなければならない。
 - 3 民間事業者等は、公民連携事業に参画するに当たって、その公共性を理解し、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営を図るよう努めなければならない。

第五条(ガイドラインの作成)

区長は、公民連携事業を広く効果的に推進するため、公民連携事業に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の作成を行うものとする。

2 ガイドラインには、公民連携窓口、提案事業等の募集、公民連携プラットフォームその他公民連携事業に必要な事項について定めるものとする。

3 区長は、ガイドラインを作成し、又は改定した場合は、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

第六条(公民連携窓口の設置)

区長は、公民連携事業を推進するための公民連携窓口を設置する。

2 公民連携窓口は、民間事業者等からの相談及び提案の受付を行うとともに、公民連携事業の情報集約を担うものとする。

第七条(提案事業等の募集)

区長は、区の目標及び社会課題等を示した上で、民間事業者等からの提案等の募集を行うとともに、民間事業者等からの自主的な提案を受けるものとする。

第八条(公民連携プラットフォームの設置)

区長は、公民連携事業に係る区と民間事業者等との対話の場として、公民連携プラットフォームを設置する。

第九条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

北区公民連携ガイドライン 概要版(案)について

北区公民連携ガイドライン（概要版）



目次

| 1 公民連携って何？

| 2 北区の公民連携で目指すもの

| 3 どうやって公民連携を推進するの？

| 4 公民連携の主な手法

| 5 北区の公民連携の原則

| 6 公民連携プラットフォーム

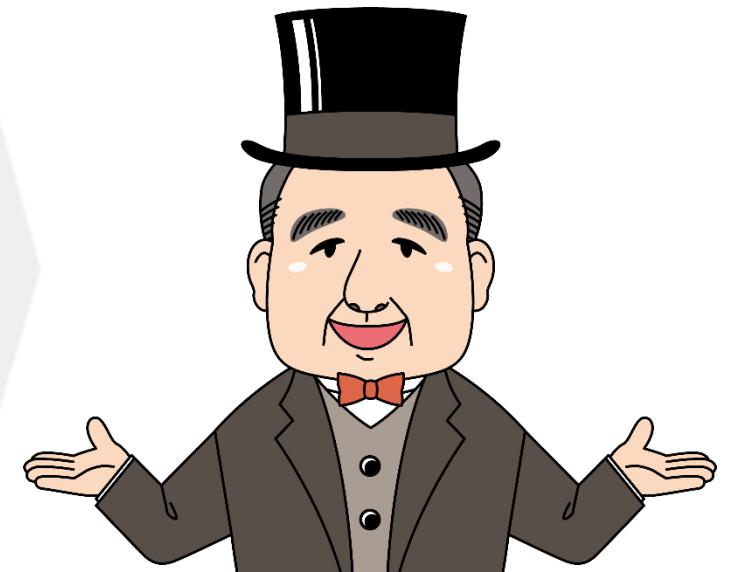
| 7 民間提案制度

| 8 その他

1 公民連携って何？

行政と民間企業、大学などがお互いに連携して、公共サービスの提供や社会や地域課題の解決に取り組むこと。

「公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させる」という考え方には、私の提唱する『合本主義』と一致するね。



渋沢栄一翁

PPP (Public-Private Partnership)とも言われ、事業活動を行う又は行おうとする企業、各種法人、大学、NPO、区民活動団体等（以下、「民間事業者等」という。）と行政がそれぞれが持つアイデアや資源、ネットワークを結集し、社会課題及び地域課題（以下、「社会課題等」という。）の解決に資する区民サービスの提供を行うこと。

2 北区の公民連携で目指すもの

北区を取り巻く環境は常に変化しており、今後さらに複雑で多様化することが考えられます。持続可能な区の未来のため、行政と民間事業者等とが連携し、様々な取り組みにチャレンジしていくことが必要です。

北区では公民連携を推進することで、職員の公民連携の機運醸成やセクション間の連携を促進し、区民サービスの多様化と質の向上を図り、地域の価値向上を通じて区民の豊かなくらしの実現を目指します。



3 どうやって公民連携を推進するの？

北区公民連携推進条例を制定し、以下3つの柱で推進します。

■ ガイドラインの作成

- ・ 公民双方が共通の目標を持ち同じ方向を向いて取り組みを進められるようにするため、北区公民連携推進条例（令和8年6月制定）を根拠としたガイドラインを作成し、円滑な連携の推進を図ります。

■ プラットフォームの構築

- ・ 公民連携に関する勉強会の実施、北区が抱える課題やテーマについて、情報発信・共有し、民間事業者等の提案しやすい環境を整えます。新たなアイデア、つながりを生む場としての役割を展開します。

■ 公民連携窓口の設置

- ・ 民間事業者等からの区への事業提案、連携に関する相談や問い合わせに対応する窓口を設置します。また、庁内関係各課、関係機関への接続サポートも行い、連携を積極的に促進します。

4 公民連携の主な手法

公民連携を推進する際には、様々な手法があります。これらの手法を使うことで、質の高い公共サービスの提供や地域経済の活性化などが期待されます。

手法	概要
連携協定	区と民間事業者等が協定を締結し、区民サービス向上や地域活性化に向け、特定の分野において取組みを進める手法。区政の幅広い分野において取組みを進める場合には、包括連携協定を締結する。
民間提案制度	民間事業者等独自のアイデア・創意工夫を活かしつつ社会課題等の解決に資する提案を受け付け、行政と民間事業者等がお互いに対話を進めながら、新たな事業機会の創出と課題解決に取り組む手法。
実証実験	区が抱える課題やニーズを解決するために、民間事業者等が新たなアイデアや技術を活用し、その効果や実現可能性を区が提供するフィールド等で期間を限定して検証する手法。
サウンディング調査	事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話から民間の意見や新たな提案の把握等を行い、対象事業の検討を進展させることを目的とした手法。
指定管理者制度	行政の指定を受けた者が「指定管理者」として公の施設の管理を代行する手法。
ネーミングライツ	区と民間事業者等との契約により、区の施設等に愛称等を付与する代わりに、当該事業者からその対価を得て、施設の持続可能な運営に資する手法。
PFI等	PFI法に基づき、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設・大規模修繕・維持管理・運営を行う手法。
PFS (成果連動型民間委託契約方式)	社会課題等の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払う手法。

※主な手法をお示ししています

5 北区の公民連携の原則

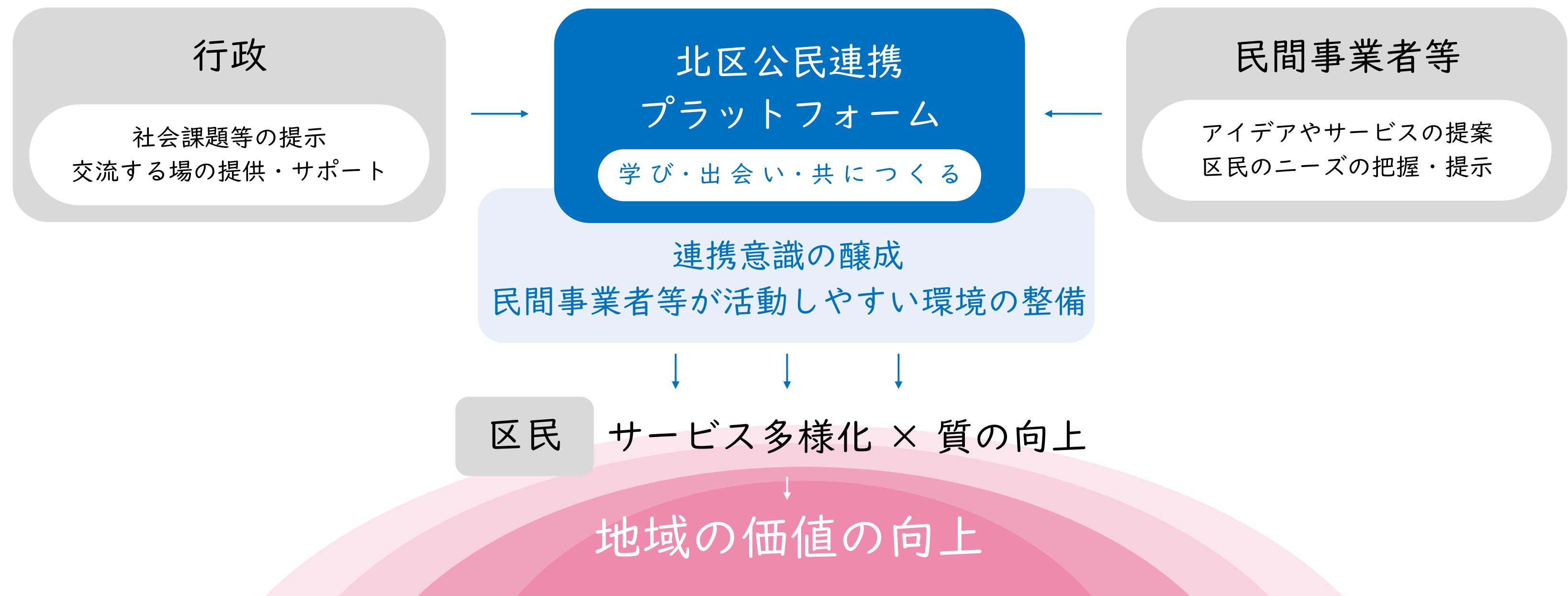
北区では、以下の公民連携の原則を守り、円滑な公民連携事業の推進を図るため、民間事業者等関係者間の必要な調整を行います。

公民連携事業に参画する民間事業者等の皆さまにおかれましては、その公共性を共有していただき、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営をお願いいたします。

原則	概要
課題と目標の共有の原則	公民の双方が課題と目的を共有し、それぞれが有する「強み」や「資源」を連携することで、お互いにとってメリットが生まれる関係性を構築します。
対等・対話の原則	対等な立場で対話を重ねることで信頼関係を構築し、社会課題等を解決するための連携事業実現に向け、お互いが主体的に取組みます。
公平性・透明性の原則	民間事業者等にとって平等な提案の機会を確保します。また、実現した取組みは、新たな連携を促進するため、民間事業者等の独自のアイデアなど保護すべき情報を除いて広く開示します。
役割分担及び責任の明確化の原則	多様化する社会課題等の解決という共通の目的を達成するため、区と連携する民間事業者等は、様々な社会的・経済的风险を想定したうえで、相互の能力が最大限発揮できるようその範囲と責任について合意し、明確化することにより、事業の安定性を確保します。

6 公民連携プラットフォーム

行政と民間事業者等が公民連携について学びながら、対等な関係で社会課題等について共有・意見交換し、課題解決に向けてお互いの強みを効果的につなげる仕組み（プラットフォーム）を構築します。民間事業者等のアイデア・ノウハウを活かして区民サービスの多様化と質の向上を図り、地域の価値向上に繋げていくことを目指します。区の課題や制度等について共有・意見交換したいという方や、区内外の取り組みなどについて勉強したいという方にもご利用いただける仕組みです。



6 公民連携プラットフォーム

北区公民連携プラットフォーム

学び

事業のヒントを得られる

先取り情報や事例を学び、
区民ニーズを理解することで
新しい事業アイデアにつながる。



セミナー・勉強会

区内外の取り組み紹介

出会い

新しいつながりが生まれる

行政・異業種の民間事業者等と出会い、
新しい仲間やビジネスの
きっかけを得られる。



交流会・行政とのマッチング

区の課題や制度の共有

共につくる

提案を後押ししてもらえる

テーマごとの意見交換等、事業化に
繋がる後押しを受けられる。

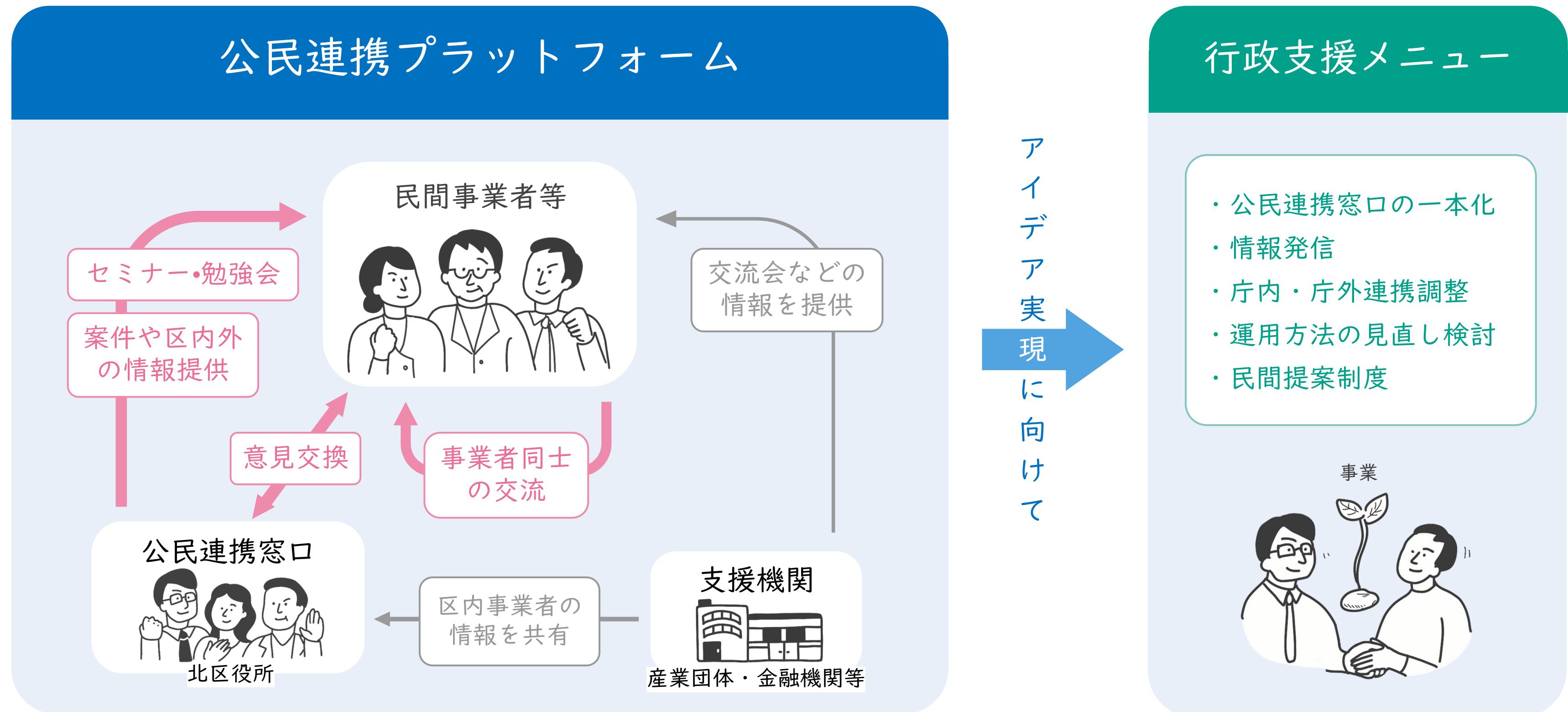


事業可能性の意見交換

制度への接続サポート

行政や民間事業者等との「関係」と実現につながる「アイデア」を育てていきます！

6 公民連携プラットフォーム



行政との連携を通じて、社会課題等の解決や区民サービスの向上に貢献するための制度として民間提案制度があります。提案内容がすでに決まっている方につきましては、この制度をご活用ください。

(1) テーマ型提案

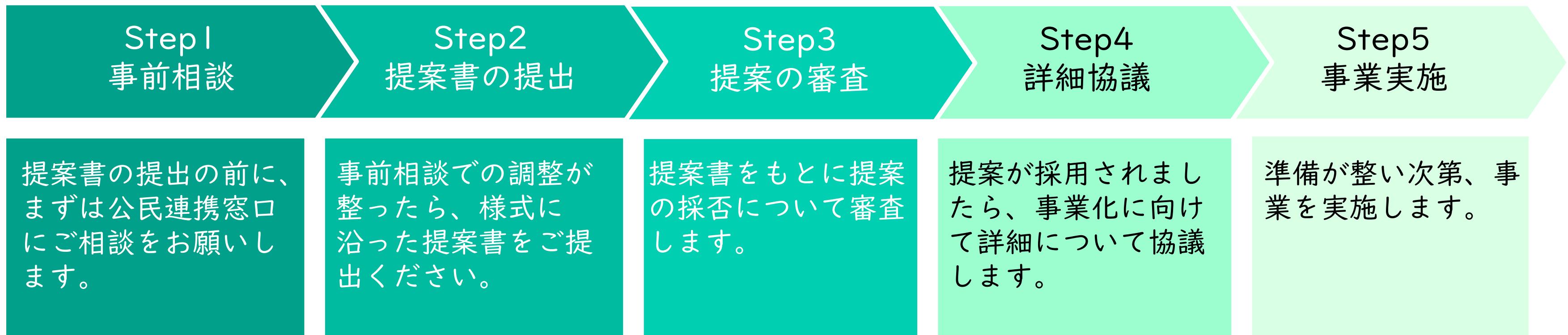
公民連携で解決したい区の課題を事前に提示します。その課題について民間事業者等が、区民サービスの更なる充実につながる解決策を提案してもらいます。提案内容に基づいて対話を実施します。

(2) フリー型提案

提案対象を限定せず、民間事業者等から区の課題解決のために自由な提案を受け付け、その提案に基づいて対話を実施します。

	テーマ型提案	フリー型提案
提案の範囲	設定されたテーマ	自由
課題の提示	○	なし
プラットフォームへの参加	○ (課題共有・深堀り)	○ (情報共有)
特徴	行政目的に合致しやすい	自社の強みやノウハウを基点に 自由に提案できる

(3) 提案から事業実施までの流れ



7 民間提案制度

(4) その他

■ 参加要件

- ・ 法人格を有している又はこれに準ずると区が認める企業等であること。
- ・ 団体等の運営に関する規則（規約、会則等）を定めていること。
- ・ 適切な会計処理が行われていること。
- ・ 政治活動、宗教活動又は、選挙活動を目的としていないこと。
- ・ 役員又は使用人が暴力団等に該当しないこと。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)

■ 取り扱うことのできない内容

- ・ 法令や公序良俗に反するもの。
- ・ 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの。
- ・ 商品の販売や既存業務の請負などの単なる営業であるもの。
- ・ 特定の個人等を誹謗中傷するもの。
- ・ 人種、信条、思想等を差別するもの又は差別を助長するもの。
- ・ 第三者の個人情報又はこれに類する情報に関わるもの。
- ・ その他、区長が民間提案制度で取り扱うに適さないと認めるもの。

8 その他

年間スケジュールイメージ



今後のスケジュール について

今後のスケジュール(予定)

